

## 第7版刊行にあたって

2017年の「新任監査役ガイド（第6版）」刊行後、会社法及び会社法に係る法務省令の改正、コーポレートガバナンス・コードの改訂、監査人の監査基準の改訂等、監査役の職務に関連する内容を含む様々な環境変化がありました。当協会においても、これらの動きを受け、監査役監査基準等や関連するひな型等を改定しております。

また、2019年末以降の新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機とした企業運営の変化は、監査役の実務に対しても多大な影響を与えています。

本ガイドにおいても、これらの変化を織り込む必要があることから、このほど第7版を刊行することとしました。従来同様、検討は主として監査法規委員会にて進めてまいりましたが、今回の改定には会計監査人との連携に係る事項も多く含まれることから、当該事項については、会計委員会において検討を行い、取りまとめました。

なお、本ガイドは、主に新任監査役の方々に向けて作成されたものですが、ベテランの監査役の方々のお役に立つ情報も数多く掲載されており、多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

### 【監査法規委員会】

委員長	オムロン(株)	常勤監査役	玉置 秀司
専門委員	森・濱田松本法律事務所	弁護士	松井 秀樹
	東京大学社会科学研究所	教授	田中 亘
委員	大阪ガス(株)	常勤監査役	藤原 敏正
	(株)日新	取締役監査等委員 (常勤)	藤根 剛
	(株)フォーラムエンジニアリング	常勤監査役	二宮 嘉世
	日本電気(株)	監査役	小幡 忍
	(公社)日本監査役協会	専務理事	後藤 敏文

### 【会計委員会】

委員長	三井物産(株)	常勤監査役	塩谷 公朗
専門委員	明治大学専門職大学院	教授	弥永 真生
	会計専門職研究科		
	日本公認会計士協会	常務理事	結城 秀彦
委員	タキヒヨー(株)	取締役常勤監査等委員	丹羽 卓三
	(株)マルチブック	常勤監査役	小口 光義
	東京ガス(株)	取締役監査委員	中島 功
	(株)I H I	常勤監査役	丸山 誠司
	ホーチキ(株)	常勤監査役	中村 匡秀
	(公社)日本監査役協会	専務理事	後藤 敏文

事務局	(公社)日本監査役協会	佐藤 秀和
	(公社)日本監査役協会	新井 義洋
	(公社)日本監査役協会	小平 高史

## 第6版刊行にあたって

平成23年に「新任監査役ガイド（第5版）」を刊行後、平成27年5月に改正会社法及び改正会社法施行規則等が施行されましたが、この改正には、社外取締役及び社外監査役に関する規律の見直し、監査の実効性を確保するための仕組みの拡充、監査役（会）に対する会計監査人の選解任等に関する議案内容の決定権の付与、親子会社に関する規律の見直しなど、監査役の職務に関連する内容が含まれています。

また、平成27年6月には主に上場会社を対象として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた企業統治の在り方を提示したコーポレートガバナンス・コードが適用開始となり、監査役についても、より積極的な対応と関係者間の連携強化などが求められています。

当協会においても、これらの動きを受け、監査役監査基準等の基準や関連するひな型等を改定しております。

本ガイドにもこれらの変化を織り込む必要があることから、このほど第6版を刊行することとし、監査法規委員会にて検討を進め、取りまとめました。

なお、本ガイドは、主に新任監査役の方々に向けて作成されたものですが、ベテランの監査役の方々のお役に立つ情報も数多く掲載されており、多くの監査役の方々にご活用いただければ幸いです。

本ガイドの改定に際しては、当協会監査法規委員会の元委員である浅岡武氏（Net 相談室相談員）にご協力いただきました。同氏の多大なるご尽力に対しこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

### 【監査法規委員会】

委員長	東京海上ホールディングス(株)	常勤監査役	玉井 孝明
専門委員	森・濱田松本法律事務所	弁護士	松井 秀樹
	東京大学社会科学研究所	教授	田中 亘
委員	(株)インティメート・マージャー	常勤監査役	大島 忠
	(株)デンソー	常勤監査役	岩瀬 正人
	大阪ガス都市開発(株)	常勤監査役	亀井 信吾
	住友重機械工業(株)	常勤監査役	藤田 和己
	(株)大和証券グループ本社	取締役監査委員	松田 守正
	公益社団法人日本監査役協会	専務理事	永田 雅仁
事務局	公益社団法人日本監査役協会		福嶋 繁之
	公益社団法人日本監査役協会		佐藤 秀和
	公益社団法人日本監査役協会		三谷 英隆

## 第5版刊行にあたって

平成21年に「新任監査役ガイド（第4版）」を刊行した後、金融商品取引法関連では第三者割当増資に関する開示規定の新設や内部統制報告制度の見直しが行われ、東京証券取引所等においては独立役員制度や第三者割当増資に関する開示規定が新設されました。いずれも監査役の職務に関係する事項を内容としています。

一方、当協会においては、平成22年4月に公表した「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」を受けて、平成23年3月に監査役監査基準や内部統制システムに係る監査の実施基準等を改定しております。

本ガイドにもこれらの変化を織り込む必要があることから、このほど第5版を刊行することとし、監査法規委員会（委員長：蒲生邦道 東洋エンジニアリング株式会社(前)常任監査役）の傘下に「新任監査役ガイド改定小委員会」を設置して検討を進め、取りまとめました。

本ガイドの内容については、監査法規委員会の確認を受け、さらに会計および財務報告内部統制については岩崎淳公認会計士に見ていただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

### 【新任監査役ガイド改定小委員会】

委員長	株式会社良品計画	監査役	児島 政明
委員	協立運輸倉庫株式会社	監査役	麻野 浅一
	株式会社テークスグループ	常勤監査役	細野 幸男
	公益社団法人日本監査役協会	専務理事	宮本 照雄
オブザーバー	公益社団法人日本監査役協会		間藤 大和
	公益社団法人日本監査役協会		浅岡 武
事務局	公益社団法人日本監査役協会		熊谷 剛
	公益社団法人日本監査役協会		森山 良子
	公益社団法人日本監査役協会		中村 光宏

## 刊行にあたって

監査役は、会社法の定める機関であり、社会の信頼に応えなければなりません。また、株主総会で選任されることから、株主の負託に応える必要があります。

監査役の職責は大変に重い、ということです。

しかし、監査役という仕事に対する知識を十分にもって新たに就任される方は、ほとんど皆無といってよいでしょう。一方で、監査役に「新任だから」という言い訳は通用しません。会社のコーポレート・ガバナンスの重要な一翼を担うことになった以上、一日も早く「責任のとれる監査役」として機能することが求められています。

新任監査役が最初に戸惑うのは、「そもそも監査役とは何なのか?」、「毎日何をすればよいのだろうか?」というあたりであろうと思います。焦りは禁物ですが、まずは必要な基礎知識を一通り身につけることが肝要です。

また、ベテラン監査役の中にも「内部統制はどう監査したらよいのか?」、「金商法にはどう対応すべきだろうか?」などと考えている方が少なくないのではないのでしょうか。

この新任監査役ガイドは、新任監査役の皆さんが知りたいことや、知っておいてほしいことを、Q&A方式でまとめたもので、「監査役」、「実務の流れ」、「実務の内容」、「実務知識」の4章で構成されています。

本ガイドは、新任監査役の方々が、監査職務に前向きに取り組んでいくための座右の書となるよう、また、ベテラン監査役の方々にも役に立つよう、内容を厳選し、できるだけ簡潔に取りまとめました。

もちろん、監査役として十分な職務の遂行のためには、本ガイドだけで足りるものではなく、より詳細な「監査役監査実施要領」や他の解説書・参考資料なども利用していただく必要があると思われますが、その過程において本ガイドが良き案内役となれば幸いです。

本ガイドには、監査役の皆さんへの期待を込めた熱い想いがたくさん詰まっています。そのエールを受け止めて、本ガイドをご活用いただき、監査役としての職責を存分に果たされるよう願っています。

なお、法律関係(会計を除く)については小澤徹夫弁護士、会計および財務報告内部統制については岩崎淳公認会計士に見ていただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ケース・スタディ委員会

委員長 児島 政明

### 【第 35・36 期ケース・スタディ委員会】

※全訂第 3 版、第 4 版発行時の委員会メンバーです。

委員長	(株)良品計画	監査役	児島 政明☆
専門委員	森・濱田松本法律事務所	弁護士	児島 幸良#
委員	東日本旅客鉄道(株)	常勤監査役	大森 寿明
	協立運輸倉庫(株)	監査役	麻野 浅一☆
	(株)テークスグループ	常勤監査役	細野 幸男☆
	三井情報(株)	常勤監査役	松浦 洋
	宝印刷(株)	常勤監査役	山仁 喜代志
	住友重機械工業(株)	常勤監査役	藤田 榮一
	キヤノン(株)	常勤監査役	山崎啓二郎#
	(株)マルハニチロホールディングス	常勤監査役	坂口 正泰#
	(社)日本監査役協会	専務理事	伊藤 智文
	専門委員	キューピー(株)	前常勤監査役
オブザーバー	(社)日本監査役協会		間藤 大和☆
	同上(東芝テック(株) 前常勤監査役)		宮本 照雄☆★
事務局	(社)日本監査役協会		田辺 悦雄☆
	(社)日本監査役協会		森山 良子☆

(注1) ☆印はワーキンググループのメンバー、★印は35期の委員、  
#印は36期のみ委員、\*印は35期のみ委員。  
35期の委員の役職名は当時のもの。